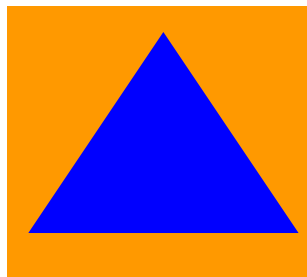


国民保護に関する説明資料 (共通)

平成18年4月
北海道

【 特殊標章 】



国民保護に携わる者を識別するため、ジュネーブ諸条約等で定められている標章

はじめに

この説明資料は、施設の管理者及び市町村関係者のうち、初めて国民保護という言葉に接した方々を対象として、武力攻撃事態等 1 において北海道が行う様々な国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」といいます。）を理解して頂くために作成したものです。

平成 18 年 1 月 20 日に決定した北海道国民保護計画は、144 ページに及ぶ大冊である一方、施設の管理者及び市町村関係者である皆様に国民保護の概略を理解して頂く必要があることから、当該説明資料を作成しました。

北海道国民保護計画は、最寄りの市町村に配付されているほか、道のホームページ上にも掲載しています。アドレスは下記のとおりです。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/kts/index>

（ H18.4 月以降の新しいホームページアドレスです。）

避難施設の指定に関する手続等については、「避難施設に関する説明資料(施設の管理者用)」の方に詳細がありますので、ご覧下さい。

国民保護についてご理解とご協力をお願いします。


1 武力攻撃事態等


武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいい、武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

また、武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態を武力攻撃予測事態といいます。武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を併せて武力攻撃事態等といいます。


この資料の構成

この説明資料は、北海道国民保護計画の各編各章の順番に整理しています。

 は、北海道国民保護計画の各編の概略を説明しています。

 は、各編のうち、施設の管理者及び市町村関係者に理解して頂きたい章のみを抜粋して説明しています。

また、😊のマークが付いた太枠内に、各章の目次及び該当ページがありますので、北海道国民保護計画についてより詳しく理解したい場合の目安としてご覧下さい。

この説明資料で使用する主な用語は、 で示されており、直近のページ下で解説を掲載しています。なおその他の主な用語については、北海道国民保護計画第1編第3章「基本用語の説明」(P5～P7)に掲載していますので、そちらをご覧ください。

国民保護に関してご不明な点がありましたら、最寄りの市町村、支庁又は北海道総務部危機対策局までご連絡下さい。

総論について（第1編）

平成16年9月に施行された、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」といいます。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害²の対処等の措置を定め、国全体としての態勢を整備することを目的としています。

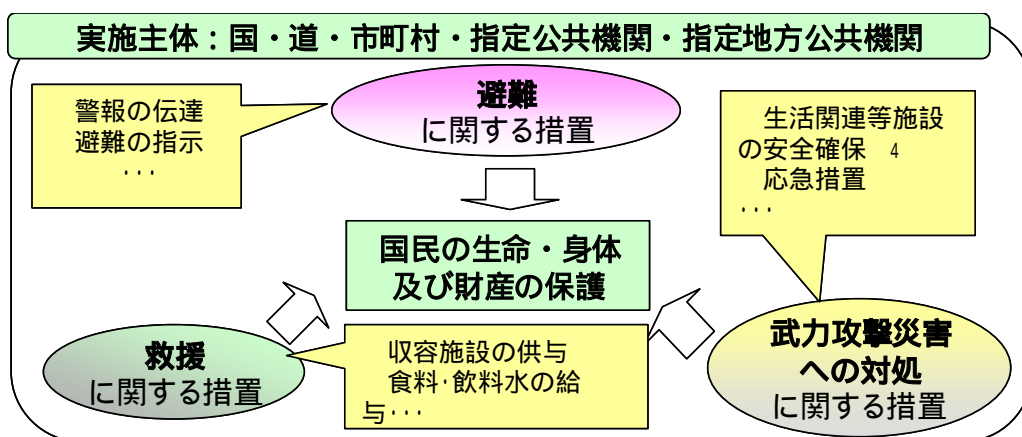
武力攻撃事態等が発生した場合、北海道（以下「道」といいます。）及び道内市町村は、国民保護法その他の法令等に基づき、他の機関と連携して、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの措置を実施します。

（国民保護法第11条、第16条）

こうした国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、道及び道内市町村は、国民保護法、基本指針³その他の関係法令等に基づき、国民の保護に関する計画（以下「国民保護計画」といいます。）を作成しなければならないと規定されている（国民保護法第34条、第35条）ことから、道は、平成18年1月20日に北海道国民保護計画（以下「道国民保護計画」といいます。）を作成しました。

以下、その主な内容について、順に説明します。

【 主な措置 】



道国民保護計画では、計画の目的、構成、国民保護措置に関する基本方針などを第1編の総論で定めています。詳細についてはこちらを参照して下さい。
(道国民保護計画 第1編第各章 (P1～P24))



道国民保護計画の第1編は、以下の各章により構成しています。

- 第1章 計画の目的、構成等 (P1～P2)
- 第2章 国民保護措置に関する基本方針 (P3～P4)
- 第3章 基本用語の説明 (P5～P7)
- 第4章 道、市町村等の責務及び事務又は業務の大綱 (P8～P14)
- 第5章 北海道の地理的、社会的特徴 (P15～P20)
- 第6章 道国民保護計画が対象とする事態 (P21～P24)

2 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいいます。

3 基本指針

国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいいます。この基本指針は、指定行政機関(国の中央行政機関)及び道が定める国民保護計画、指定公共機関が定める国民保護業務計画の基本となるものです。

4 生活関連等施設

国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいいます。

国民保護措置に関する基本方針について(第1編第2章)

道は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

道が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり特に留意すべき事項についての基本方針は、次のとおりです。

(道国民保護計画 第1編第2章(P3~P4))

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 国民の権利利益の迅速な救済
- (3) 放送の自律に対する特別な配慮
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- (5) 国民に対する情報提供
- (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- (7) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- (8) 関係機関相互の連携協力の確保
- (9) 国民の協力

武力攻撃事態等について（第1編第6章）

道国民保護計画においては、国の基本指針に基づき、武力攻撃事態として、以下の4類型を対象として想定しています。

（道国民保護計画 第1編第6章（P21～P23））

着上陸侵攻の特徴

船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられます。

航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすいと考えられます。

国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。



ゲリラや特殊部隊による攻撃の特徴

突発的に被害が発生すること考えられます。

被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、被害が拡大する恐れがあります。

放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定されます



弾道ミサイルによる攻撃の特徴

発射の兆候を事前に察知した場合でも、攻撃目標を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想されます。

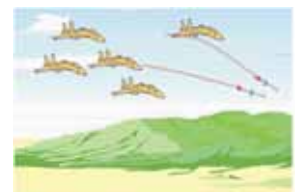
弾道の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾道の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。



航空攻撃の特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。

都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。



緊急対処事態について（第1編第6章）

道国民保護計画においては、国の基本指針に基づき、緊急対処事態 5として、以下の事態例を対象として想定しています。

詳細は第5編で解説するため、ここでは省略します。

（道国民保護計画 第1編第6章（P23～P24））

5 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます

平素からの備えや予防について（第2編）

武力攻撃事態等において、住民の避難、又は避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する態勢を整備するためには、平素からの備えや予防が必要となります。

平素からの備えや予防については、道国民保護計画で具体的に定められていますので、詳細についてはこちらを参照して下さい。

（道国民保護計画 第2編各章（P25～P53））



道国民保護計画の第2編は、以下の各章から構成しています。

第1章 組織・体制の整備等（P25～P39）

- 第1 道における組織及び体制の整備（P25～P28）
- 第2 市町村及び指定地方公共機関の組織及び体制の整備（P29）
- 第3 関係機関との連携体制の整備（P30～p33）
- 第4 通信の確保（P34～P35）
- 第5 情報収集・提供等の体制整備（P36～P39）

第2章 避難及び救援に関する備え（P40～P44）

第3章 生活関連等施設の把握等（P45～P47）

- 第1 生活関連等施設の把握等（P45～P46）
- 第2 道が管理する公共施設等における警戒（P47）

第4章 備蓄等（P47～P49）

第5章 研修及び訓練（P50～P51）

第6章 啓発（P52～P53）



避難及び救援に関する備えについて（第2編第2章）

道は、国からの避難や救援に関する指示があった場合に備え、道の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等基礎的資料の準備など、様々な準備をしています。こうした準備の中で、避難施設は、武力攻撃事態等において、住民の避難、又は避難住民等の救援のために提供する施設として重要な役割を果たします。

このため、国民保護法では、都道府県知事は、あらかじめ避難施設として指定しなければならないとされています。

（国民保護法第148条第1項）

国民保護法により避難施設として指定された施設は、武力攻撃事態等において避難する住民を受け入れるための施設として使用することや、収容施設の供与、炊き出し等の救援を実施する場所として使用することを想定しています。詳細は、「避難施設の指定についての説明資料（施設の管理者用）」を参照してください。

（道国民保護計画 第2編2章（P43～P44））

研修及び訓練について（第2編第5章）

道における研修及び訓練の在り方について、必要な事項を定めています。

例えば、火災や地震等における既存の避難マニュアル、消防計画等を参考として警報の伝達及び避難誘導を適切に行うための訓練を道や市町村と共同するなどして実施するよう促すこととしています。

武力攻撃事態等への対処について（第3編）

武力攻撃事態等が発生した場合の対処全般について、道国民保護計画の第3編に整理していますので、詳細についてはこちらを参照して下さい。

説明資料では、施設の管理者の皆さんに関連する部分を抜粋して次ページ以降説明します。（道国民保護計画 第3編各章（P54～P134））



道国民保護計画の第3編は以下の各章から構成されています。

- 第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置（P54～P56）
- 第2章 道対策本部の設置等（P57～P62）
- 第3章 関係機関等との連携（P63～P68）
- 第4章 警報及び避難の指示等（P69～P91）
 - 第1 警報の通知及び伝達（P69～P73）
 - 第2 避難の指示等（P74～P91）
- 第5章 救援（P92～P100）
- 第6章 安否情報の収集・提供（P101～P103）
- 第7章 武力攻撃災害への対処（P104～P123）
 - 第1 生活関連等施設の安全確保等（P104～P109）
 - 第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等（P110～P116）
 - 第3 応急措置等（P117～P123）
- 第8章 被災情報の収集及び報告（P124）
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置（P125～P126）
- 第10章 国民生活の安定に関する措置（P127～P129）
- 第11章 交通規制（P130～P131）
- 第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理（P132～P134）

武力攻撃事態等における基本的な流れ（第3編第1章～第4章）

実際に武力攻撃事態等が発生した場合、政府は、事態対処法 6に基づき対処基本方針 7を決定します。

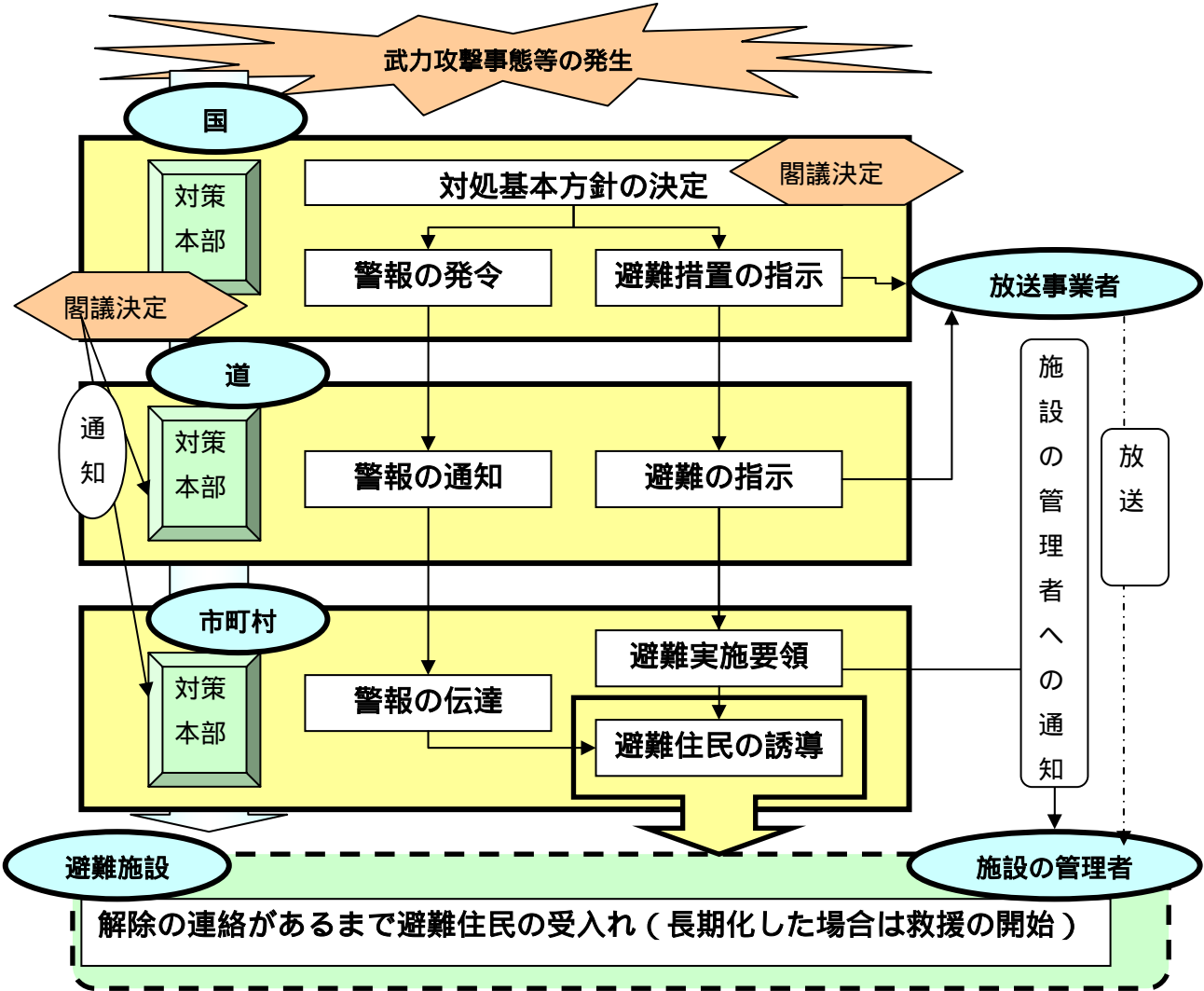
内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、事態対処法により武力攻撃事態等対策本部を設置するとともに、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定について閣議決定し、総務大臣を経由して通知します。

（国民保護法第25条）

知事はこの通知を受けて国民保護対策本部を設置するとともに、警報の通知、避難の指示を実施し、市町村と連携して住民を避難させます。

（道国民保護計画 第3編第1章～第4章（P54～P91））

【 武力攻撃事態等が発生してから避難が解除されるまでの基本的な流れ 】



6 事態対処法

「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）をいいます。

事態対処法は、武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備（国民保護法も含まれます。）に関する事項を定め、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的としています。

7 対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったとき、事態対処法に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいいます。

避難の留意点について（第3編第4章）

武力攻撃事態の想定は多岐にわたることから、事態の種類によって避難の方法が大きく異なります。

道国民保護計画では、事態想定毎に避難の留意点を定めており、主なものは以下のとおりです。

（道国民保護計画 第3編第4章（P81～P82））



弾道ミサイルによる攻撃の場合、又は航空攻撃の場合

攻撃当初は屋内へ避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示にしたがい適切に避難しましょう。屋内への避難にあたっては、近隣の堅牢な建物や地下街などに避難しましょう。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示にしたがい適切に避難しましょう。

攻撃が予測された時点においてあらかじめ避難することも想定されます。

着上陸侵攻の場合

避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定されます。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示にしたがい適切に避難しましょう。

また、道国民保護計画では道の地域特性に基づく避難の留意点、NBC攻撃8の場合の避難の留意点を定めており、主な項目は以下のとおりです。詳細については道国民保護計画を参照下さい。

（道国民保護計画 第3編第4章（P79～P80、P83～P84））

道の地域特性に基づく避難の留意点

- ・大都市における住民避難
- ・離島における住民避難
- ・武力攻撃原子力災害の場合の避難
- ・自家用車の検討
- ・冬期間の避難

NBC攻撃の場合の避難の留意点

- ・核攻撃等の場合
- ・生物剤による攻撃の場合
- ・化学剤による攻撃の場合

8 NBC攻撃

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいいます。

救援について（第3編第5章）

知事は、国の対策本部長から救援の指示を受けたとき又は国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、関係市町村長と緊密に連携し救援を行います。（道国民保護計画第3編第5章（P92））

具体的には、行政機関が主体となり、収容施設の供与、食品・飲料水・及び生活必需品等の給与又は貸与、医療の提供などを実施します。

（道国民保護計画第3編第5章（P95～P99））また救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、国民保護法の規定に基づき、救援の際の物資の売渡しの要請や医療の要請などを行います。

（道国民保護計画第3編第5章（P100））

安否情報の収集・提供について（第3編第6章）

武力攻撃災害において、道は、市町村や医療機関などと連携して、安否情報の収集・整理、提供等を行います。

その際には個人情報の保護について特に配慮します。

（道国民保護計画第3編第6章（P101～P103））

武力攻撃災害への対処について（第3編第7章）

武力攻撃災害において、道は、国や市町村等と連携して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。

（道国民保護計画 第3編第7章（P104～P123））

生活関連等施設の安全確保等に必要な措置を講じます。

（道国民保護計画 第3編第7章 第1（P104～P109））

武力攻撃原子力災害 9への対処については、原則として「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）等に定められた措置に準じた措置を講じます。また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき連携して必要な措置を講じます。

（道国民保護計画 第3編第7章 第2（P110～P116））

緊急の必要があると認めるときは、知事自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定などの必要な措置を講じます。

（道国民保護計画 第3編第7章 第3（P117～P123））

9 武力攻撃原子力災害

武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいいます。

赤十字標章等及び特殊標章の交付及び管理について（第3編第12章）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されます。

特殊標章とは、「国民保護に関する説明資料（共通）」の表紙にある「オレンジ色地に青色の正三角形」をいい、道国民保護計画では、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項を定めています。

（道国民保護計画 第3編第12章（P132～P134））

復旧について（第4編）

武力攻撃事態等の状況下で被害を受けた道の管理施設等への応急措置や、武力攻撃事態が収束した後の復旧などについては、道国民保護計画の第4編に定めがあります。詳細についてはこちらを参照して下さい。

（道国民保護計画 第4編各章 P140～P141）



道国民保護計画の第4編は、以下の各章から構成されています。

第1章 応急の復旧（P135～P137）

第2章 武力攻撃災害の復旧（P138～P139）

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等（P140～P141）

緊急対処事態について（第5編）

大規模テロなど、武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した場合又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するため、緊急対処事態として武力攻撃事態等に準じた措置を講ずることを記載しています。



第5編 緊急対処事態への対処（P142～P144）

想定する緊急処理事態の4類型について、以下に掲載しますので、参考としてください。

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所の破壊により、大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。

石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。

危険物積載船への攻撃の結果、危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

放射性物資を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）等の爆発により、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。

化学剤の大量散布は、地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をほうように広がります。



破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来の結果、爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。

